

## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付決定にあたって

交付金の支払いを受けるにあたり必要な手続きを記載しています。御一読ください。  
なお、御不明な点がある場合は、お問い合わせください。

### 1 変更承認申請について（静岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6（3））

変更承認申請が必要な場合とその手続きは、次のとおりです。

#### (1) 変更承認申請書の提出が必要な場合

ア 支払われる見込の交付金累計額（法人単位）が、交付申請額（交付金の見込額）を上回りそうな場合（※）

イ 5月に新規開設した事業所について、交付金を申請する場合（交付対象事業所の増）

ウ 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位に変更があった場合

エ 交付申請に係る障害福祉サービス事業所等に変更（廃止等）があった場合

オ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

カ その他事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合

※ 「ア」に該当し、支払われる見込の交付金累計額が交付申請額を上回ることとなった時点で変更承認申請を行い、県の承認を受けなければ、交付金の支払いができなくなります。

#### (2) 変更承認申請書の提出手続き

提出様式は、静岡県障害者政策課ホームページから入手してください。

「静岡県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金トップページ」

[https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogai\\_fukushi/1040585/1060666.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogai_fukushi/1040585/1060666.html)

#### ア 提出書類

提出書類	備考
福祉・介護職員処遇改善支援事業費交付金事業計画変更承認申請書（様式第3号）	新規作成してください。
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（様式第2-1号）	当初申請の内容を修正してください。
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）（様式第2-2号）	当初申請の内容を修正してください。

## イ 提出期限

変更承認申請の区分	提出期日
(1) ア（交付金累計額が交付申請額を上回りそうな場合）	速やかに
(2) イ（新設事業所を追加する場合）	5月の新規開設は7月31日まで。 （追加された事業所分の交付金支払いは、9月になります。）
(3) ウ～カ（法人合併等、事業所廃止等、就業規則改正等）	速やかに

## ウ 提出方法・提出先

**郵送**で御提出ください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部障害者政策課 処遇改善臨時特例交付金担当あて

※封筒に、交付決定番号「障政第100-〇号」と「変更承認申請書在中」と記載してください。

## 2 実績報告書の提出について（交付要綱第9）

- 申請法人は、**原則令和6年9月末の支払い確認後、令和6年10月31日**（ただし、第6の(4)により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は令和6年10月31日のいずれか早い日）までに、実績報告書を提出する必要があります。
- 具体的な実績報告書の提出方法については、今後改めて静岡県障害者政策課の「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のホームページにおいて、御案内します。**

「静岡県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金トップページ」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogai/fukushi/1040585/1060666.html>

- ※なお、交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた（受ける予定）の法人は、令和6年10月31日以前の提出が必要となる場合がありますので、速やかに県障害者政策課（054-221-3599）まで御連絡ください。

## 3 証拠書類の保管等

- 交付金に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管して下さい。県が必要と認める場合には、証拠書類を提出していただく必要があります。
- 会計検査等の際、証拠書類の原本が確認できない場合は、交付金の返還を求める場合があります。不備のないよう証拠書類を保管して下さい。

#### 4 その他

- ・変更承認申請書や実績報告書を提出いただく際には、県のホームページで最新情報を御確認ください。

#### 【参考】 交付金の振込予定

- ・交付金は、各月の障害福祉サービス等報酬に基づいて、令和6年2月から4月までの障害福祉サービス等報酬に基づき算定された交付金が令和6年6月下旬、令和6年5月の障害福祉サービス等報酬に基づき算定された交付金(2～5月分の月遅れ請求及び過誤調整分を含む)が令和6年9月下旬に支払われます。
- ・具体的な振込額(交付額)については、国実施要綱(令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱)の「5 交付額」を御参照ください。

<交付金の支払予定(原則)>

交付金の算定 基礎となる障 害福祉サービ ス等報酬	2月分	3月分	4月分	5月分 (2～5月分の月遅れ請求及び過誤調整分を含む)
交付金支払月	6月			9月